

八王子市地域づくり推進基本方針改定懇談会傍聴要綱

令和5年(2023年)7月11日施行

令和6年(2024年)4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、「八王子市地域づくり推進基本方針改定懇談会開催要綱」に規定する懇談会(以下「懇談会」という。)の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の定員)

第2条 傍聴の定員は設けず、可能な範囲で傍聴を許可する。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の申し出は、懇談会当日、受付において先着順に受け付ける。

2 懇談会を傍聴しようとする者は、懇談会傍聴整理簿(第1号様式)に所要事項を記入しなければならない。

(傍聴席以外の場所への入場禁止)

第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の場所へ入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器を携帯している者
- (5) カメラ、ビデオ、録音機の類を携帯している者。ただし、第7条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき事務局の許可を得た者を除く。
- (6) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、映写機の類を携帯している者
- (7) 異様な服装をしていたり、酒気を帯びていたりすることが認められる者
- (8) その他懇談会を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 懇談会での発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明したり、示威的行為を行ったりしないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) その他懇談会の秩序を乱し、又は懇談会の妨害をなすような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、懇談会の事務局（以下「事務局」という。）の許可を得た場合は、この限りではない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、事務局はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、事務局が傍聴禁止を宣言したとき、又は前条により退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第10条 前各条のほか、傍聴人は、すべて事務局の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）7月11日から施行する。

この要綱は、令和6年（2024年）3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年（2025年）3月31日限り、その効力を失う。